

四日市市告示第198号

四日市市带状疱疹ワクチン接種費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6年 3月 29日

四日市市長 森 智 広

四日市市带状疱疹ワクチン接種費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市任意予防接種費用補助金交付規則（平成23年四日市市規則第45号。以下「規則」という。）の規定に基づいて対象者が受けた带状疱疹の予防のためのワクチン接種に要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、規則第3条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(対象予防接種)

第2条 補助金の交付の対象となる任意予防接種のワクチンは、乾燥組換え带状疱疹ワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンとする。

(任意予防接種の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる任意予防接種の対象者は、任意予防接種を受ける日において50歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第4条に規定する補助券を医療機関等に提出し前条に規定するいずれかのワクチン接種を受けたことがある者又は規則第6条の規定により前条に規定するいずれかのワクチン接種に要する費用について補助金の交付を受けたことがある者を除く。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、又は本市の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 市内に居住している者で、前号に該当しないことについてやむを得ない理由があると認められるもの

(対象医療機関等)

第4条 補助金の交付の対象となる任意予防接種は、県内の医療機関等又は市長が認めた医療機関等において行われた任意予防接種とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、任意予防接種の対象者が接種したワクチンの種類に応じて、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 1回につき10,000円又は当該ワクチンの接種に要した費用に相当する額のいずれか低い額（最大2回分）

(2) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 4,000円又は当該ワクチンの接種に要した費用に相当する額のいずれか低い額

(補助金の評価)

第6条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。